

日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域

(平成30年(2018年)10月31日現在)

1. アイスランド	13. ガーンジー	25. スイス	37. バミューダ(*)	49. マン島
2. アイルランド	14. カナダ	26. スウェーデン	38. ハンガリー	50. 南アフリカ
3. アルゼンチン	15. 韓国	27. スペイン	39. フィンランド	51. メキシコ
4. イタリア	16. キプロス(*)	28. スロバキア	40. ブラジル	52. モーリシャス
5. インド	17. キュラソー(*)	29. スロベニア	41. フランス	53. ラトビア
6. インドネシア	18. ギリシャ	30. チェコ	42. ブルガリア	54. リトアニア
7. ウルグアイ	19. クロアチア(**)	31. チリ	43. 米国	55. リヒテンシュタイン
8. 英国	20. ケイマン諸島(*)	32. デンマーク	44. ベルギー	56. ルーマニア(*)
9. エストニア	21. コスタリカ(*)	33. ドイツ	45. ポーランド	57. ルクセンブルク
10. オーストラリア	22. コロンビア	34. ニュージーランド	46. ポルトガル	58. ロシア
11. オーストリア	23. ジャージー	35. ノルウェー	47. マルタ	—
12. オランダ	24. シンガポール	36. パキスタン(**)	48. マレーシア	—

(*) 日本から国別報告書の提供を行わない(受領のみ)相手国・地域

(**) OECDによる審査において、国別報告書の適切使用の基準を満たしていないとされていることから、日本からの提供を現在のところ停止している国・地域